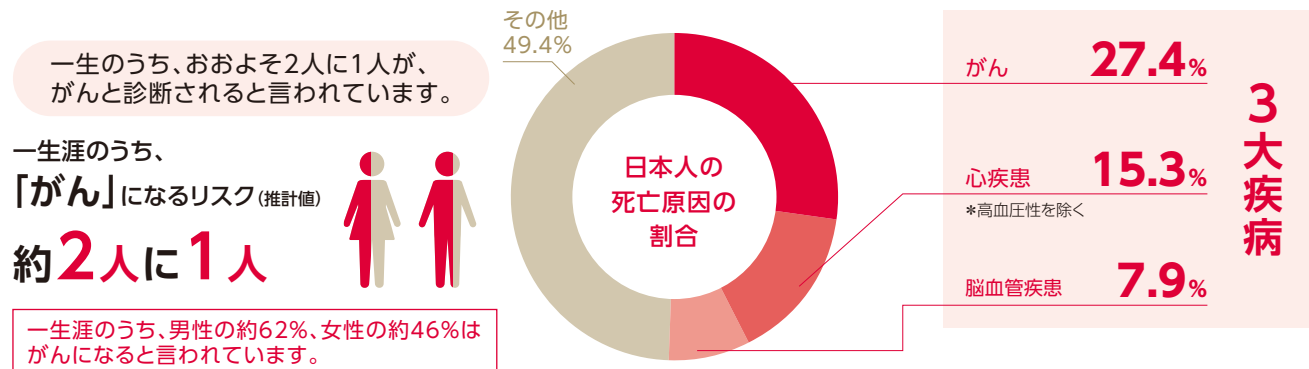


## どうして3大疾病補償が必要なの？

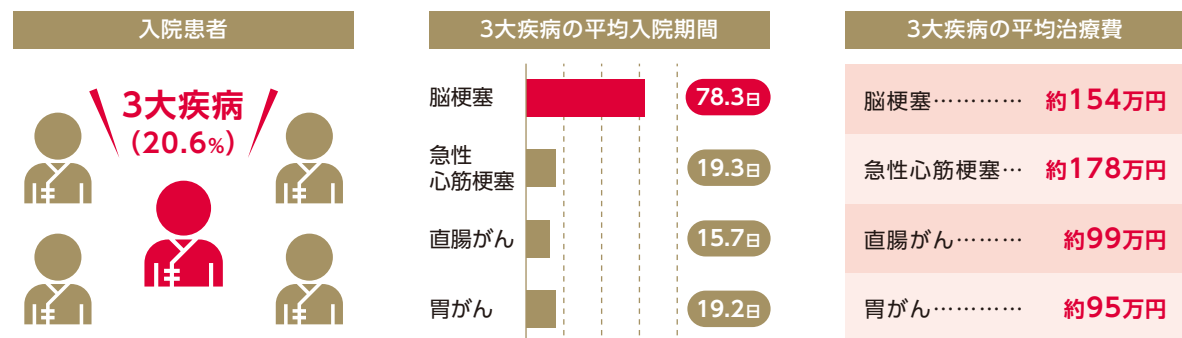
悪性新生物(がん)・心疾患・脳血管疾患による**死亡率は全体の半数以上**。  
とりわけ、悪性新生物(がん)は**全体の約3割**。



3大疾病と呼ばれる、**悪性新生物(がん)・脳卒中・急性心筋梗塞**。そして**高血圧性疾患・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変**といった生活習慣病。3大疾病は日本人にとって身近なリスクといえます。**虹色(なないろ)のおまもり**は**悪性新生物に加えて、脳卒中・急性心筋梗塞の補償が充実**しています。図中のデータは当行の「7大疾病補償付住宅ローン」の補償対象となる疾病とは必ずしも一致しません。当該商品の補償対象となる疾病の範囲は重要事項説明書・約款にてご確認ください。出典：厚生労働省「平成30年(2018)人口動態統計(各定数)の概況」、公益財団法人 がん研究振興財団「がん統計15」

**3大疾病の適切な治療のためには時間とお金が必要。**  
**満足に働けなくなったとき、住宅ローンの返済が問題に。**

入院患者の**約5人に1人**が3大疾病  
脳梗塞は**入院が長期化**することも  
治療費が**高額**になることも



3大疾病は高度な**技術を必要とする手術**や、**長期間のリハビリ**が必要となってくるケースもあり、**医療費負担も大きくなる傾向**にあります。

図中のデータは当行の「7大疾病補償付住宅ローン」の補償対象となる疾病とは必ずしも一致しません。当該商品の補償対象となる疾病の範囲は重要事項説明書・約款にてご確認ください。出典：厚生労働省「平成29年患者調査」、全日本病院協会「平成30年度医療費調査(年間)」

## 住宅ローンをお借入れされてから、すぐに罹患され保険金をお支払いする事例。

### ケース 1

住宅ローン返済3年目に胃がんと診断された。

- 性別:男性 ●年齢:40代 ●借入期間:30年 ●病名:胃がん
- お支払保険金総額 **約3,500万円(ローン残債一括保険金)**

### ケース 2

住宅ローン返済3年目に糖尿病を発病。その後治療を継続するも1年30日以上就業不能となった。

- 性別:男性 ●年齢:30代 ●借入期間:35年 ●病名:糖尿病
- お支払保険金総額 **約2,000万円**  
(ローン月額の保険金 約73万円+ローン残債一括保険金約1,927万円)

※上記の事例は、弊社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

ご加入いただくと

以下のサービスをご利用いただけます



ご加入いただきましたお客さまに、毎日の暮らしに役立つサービスをご用意しました。

**介護・健康・医療・生活**等日常の悩みに**専門家がアドバイス**します。ご加入者専用のサービスです。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承ください。

### メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関する相談に応じます。また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

24時間365日受付\*1  
**☎ 0120-708-110**  
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

緊急医療相談	常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。
医療機関案内	夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。
予約制専門医相談	様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。
がん専用相談窓口	がんに関する様々なお悩みにも、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。
転院・患者移送手配*2	転院される時、民間救急車や航空機特殊担架手続き等、一連の手配の一切を承ります。

\*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。  
\*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただけます。

### 介護アシスト

介護に関する相談に電話でお応えします。また、高齢者の生活を支える各種サービスを優待条件でご紹介します。

受付時間(電話介護相談、各種サービス優待紹介)  
9:00~17:00  
(土日・祝日・年末年始を除く)

**☎ 0120-428-834**  
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

### メンタルヘルスサポート

職場や家庭等で起こるさまざまな「こころ」の問題の解決をバックアップします。

受付時間 9:00~21:00  
(日・祝日・年末年始を除く)

### ご注意ください(各種サービス共通)

・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。  
・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者\*1、ご親族\*2の方(以下サービス対象者といいます。)\*3のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事業(事業活動を除きます。)\*4とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。  
・一部の地域では、ご利用いただけないサービスがあります。

### ⚠️ 保険金ご請求に関するお願い

被保険者の方が対象疾病にかかった場合、本保険制度を有効にご活用いただくために、本保険制度にご加入されていること、本保険内容(保険金をお支払いする主な場合等)について、ご家族・ご親族に周知いただきますようお願いいたします。また、就業障害が発生した場合には、30日以内に引受保険会社へご連絡ください。  
※右記以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や暮らしのインフォメーション等、役立つ情報をご提供します。

受付時間  
(いずれも土日祝日、年末年始を除く)  
・法律相談…………… 10:00~18:00  
・税務相談…………… 14:00~16:00  
・社会保険に関する相談…………… 10:00~18:00  
・暮らしの情報提供…………… 10:00~16:00

**☎ 0120-285-110**  
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

法律・税務相談	提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。 [ホームページアドレス] <a href="http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html">www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html</a> *弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
社会保険に関する相談	公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。 *社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。
暮らしの情報提供	グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

自動セット

インターネット  
介護情報サービス  
ホームページを通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報を提供します。  
インターネット介護情報サービス「介護情報ネットワーク」  
ホームページアドレス [www.kaigonw.ne.jp](http://www.kaigonw.ne.jp)

電話介護相談  
社会福祉士・ケアマネージャー・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入手続、認知症への対処法といった介護に関する相談に電話でお応えします。  
\*認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム\*1」をご利用いただくことも可能です。

各種サービス優待紹介\*2  
[家事代行][食事宅配][リフォーム][見守り・緊急通報システム][福祉機器][有料老人ホーム・高齢者住宅][バリアフリー旅行]といった高齢者の生活を支える各種サービスを、優待条件でご紹介します。\*3  
\*お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

\*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。  
\*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。  
\*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

**☎ 0120-783-503**  
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます。)

メンタルヘルス  
電話相談  
職場や人間関係に関するお悩み等、メンタルヘルスについて心理相談員等にお電話でご相談いただけます。

・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。  
・メディカルアシスト、介護アシスト、およびメンタルヘルスサポートの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

\*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。  
\*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

保険金ご請求時の必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金請求書</li> <li>・就業不能状況記入書</li> <li>・診断書</li> <li>・同意書</li> </ul>
--------------	---

2021年6月作成 20-T03253

ごうぎんの  
**7大疾病補償特約付  
債務返済支援保険**  
なないろ  
~虹色のおまもり~

3大疾病や4つの生活習慣病等の  
“もしも”に備える補償付の住宅ローン



住宅ローンは長いお取引きだからこそ、あなたの“もしも”をしっかりカバー

# 7大疾病補償特約付債務返済支援保険

～虹色のおまもり～

住宅ローンを借りた後の“もしも”に備える商品です。

## 「3大疾病」と「4つの生活習慣病」にしっかり備えられます。

### 補償対象となる7大疾病

#### 3大疾病

悪性新生物(がん) ※上皮内がんを除きます。

脳卒中

急性心筋梗塞

#### 4つの生活習慣病

高血圧性疾患

慢性腎不全

糖尿病

肝硬変

### 安心の特長

特長1

#### 加入時の診断書等は不要。

保険のご加入にあたって、医師の診査や診断書等は一切不要です。お客さまの告知のみでご加入いただけます。

※告知の内容(過去の病歴等)により、ご加入いただけない場合があります。



特長2

#### 専門家による介護・生活・医療等の相談サービスをお電話・ホームページにてご利用いただけます。

ご加入者専用のサービスです。くわしくは裏表紙をご覧ください。



### 3大疾病のとき、すぐに補償される心強い保険です。



お支払方法	金利	月々の返済額(概算)
ご契約の住宅ローンお借入金利に年0.15%上乗せ。	7大疾病住宅ローン 年1.65%	62,717円
住宅ローン金利 + 年0.15%	通常 住宅ローン 年1.5%	61,236円

追加負担額  
月々約  
1,500円

追加負担額例
借入条件/借入金額:2,000万円(ボーナス月増額返済なし) 借入期間:35年 返済方法:元利均等返済 借入金利:年1.5%

補償内容	悪性新生物(がん) ※上皮内がんを除きます。	診断されたら ※90日間の待機期間があります。	住宅ローン残高0円
	脳卒中・急性心筋梗塞	入院したら	住宅ローン残高0円
4つの生活習慣病 ※悪性新生物・脳卒中・急性心筋梗塞の上記所定の状態以外の者も同補償。	就業障害が30日を超えて継続したら	月間返済額を最長1年補償	就業障害が1年30日を超えて継続したら 住宅ローン残高0円
お支払額 中途途退	お借入金利に年0.15%上乗せ 不可	保険料控除 ご年齢	対象外 お借入時に満18歳以上満49歳以下までの方

#### △ご注意ください

●いかなる業務にも従事できない(就業障害)状態についてくわしくは下記をご覧ください。 ●ローンお借入日の翌々月の初日から、保険責任対象期間となります。保険責任対象期間開始日に発病した7大疾病による就業障害につきまは、保険金のお支払対象とならない場合があります。 ●告知の内容(過去の病歴等)によりご加入いただけない場合があります。 ●保険金ご請求の際にご注意いただきたいことがあります。くわしくは下記をご覧ください。

#### 3大疾病(①悪性新生物(がん) ※上皮内がんを除く。②脳卒中 ③急性心筋梗塞)で所定の状態に該当した場合

【所定の状態】の概要(詳細は必ず重要事項説明書・約款をご覧ください)  
①初めて悪性新生物の診断確定※1がなされた場合 ②脳卒中を発病し、その疾病により言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的症状が急激に発生し、かつ、CT(コンピュータ断層撮影法)またはMRI(磁気共鳴断層法)によってその責任病巣が脳等※2により確認され、その治療を直接の目的として入院を開始した場合 ③急性心筋梗塞を発病し、冠動脈に狭窄あるいは閉塞があることが、心臓カテーテル検査によって医師等※2により診断され、その治療を直接の目的として入院を開始した場合 ※1病理組織学的所見※3により、医師等によってがんと診断されることをいいます。ただし、病理組織学的所見が得られない場合には、引受保険会社が、その他の所見による診断確定を認めることがあります。 ※2法令に定める医師および歯科医師または当社が認めた薬道整備師法に定める薬道整備師をいいます。ただし、被保険者が医師等である場合は、その本人を除きます。 ※3生検を含みます。 ●待機期間は、保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前のことをいいます。この期間に診断確定がなされても、保険金支払の対象外です。 ●保険料は当行負担となります。

### たいせつなご注意事項

#### ご注意事項 1 告知の内容によりご加入いただけない場合があります。

過去に悪性新生物(がん)や脳卒中等「告知書」記載の病気にかかったことがある方等、告知の内容によりご加入いただけない場合があります。 ※「告知書」は窓口にご用意しています。

#### ご注意事項 2 上皮内がんは保険金お支払いの対象外となります。

上皮内がん(上皮内新生物)とは、がんが粘膜の一番上の上皮内にとどまっいて、粘膜の一番下を構成している基底膜がまだ破壊されていない状態をいいます。臨床的には、代表例として子宮頸部の上皮内がん・大腸の粘膜内がん(悪性腫瘍細胞の広がり)が粘膜固有層にとどまっている状態)等をあげることができます。また、胃がん・肺がん等のように特定部位の名称を称したがんとは異なり発生部位を特定した疾病定義ではありません。

#### ご注意事項 3 いかなる業務にも従事できない(就業障害)状態とは

7大疾病で入院または医師の指示による自宅療養により、被保険者の経験や能力に応じたいかなる仕事もまったくできない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

- たとえば、社員の場合、終日出社できず他の仕事(軽作業や事務作業等)もまったくできない状態、医師の場合なら終日休診で他の仕事もできない状態です。この場合、営業活動や医療行為ができなくても、他の業務(事務等)が可能な場合はお支払いの対象となりません。
- 午前中休んで午後就業する場合は、“いかなる仕事もまったくできない”状態には該当いたしませんので、保険金のお支払対象にはなりません。

- 一般に入院中は“いかなる仕事もまったくできない”状態に該当いたしますが、自宅療養の場合は「医師の指示による自宅療養」が保険金のお支払対象となります。 ※「いかなる業務にも従事できない状態」であるかの確認にあたっては、医師の診断書、あるいは医師の事情確認、就業不能状況記入書や被保険者ご本人への事情確認等によって確認させていただきます。

#### ご注意事項 4 他にもご注意くださいことがあります。

- 保険金をご請求いただいた場合、引受保険会社による医師の診断書による審査、または主治医への照会のために、保険金のお支払いまでにお時間をいただくことがあります。
- 住宅ローンのご返済は、保険金のお受取期間中も継続いたします(毎月のローン返済額の保険金は、住宅ローンのご返済とは別に、ご加入の際にお客さまにご指定いただきましたローン返済用口座にお支払いいたします)。
- 7大疾病で就業障害となり、その就業障害期間の途中で、その疾病を理由としてやむを得ず会社を退職した場合でも、医師が認定する就業障害期間は、

- 保険金お支払いの対象となります。
- 保険金のお支払期間(てん補期間)は1事故あたり1年間とします。なお、就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みます)によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなし、保険金をお支払いします。
- ご不明な点は、裏面に記載のお問い合わせ先にご連絡ください。

## ごうぎんの7大疾病補償特約付債務返済支援保険 ～虹色のおまもり～

対象商品	■山陰合同銀行取扱いの住宅ローン(フラット35・50は対象外です) 商品の詳しい内容は、店頭またはホームページの説明書をご覧ください。
ご利用いただける方	■上記対象商品を新規にお借入いただき、年齢が借入時に満18歳以上満49歳以下で、就業されているお客さま(国内居住者) ※連帯債務の場合は、生計主体者様のみで加入いただけます。
借入金額	■500万円以上1億円以内(10万円単位)
借入利率	■上記対象商品の通常金利に0.15%上乗せになります。
返済方法	■「毎月返済」と「毎月返済とボーナス月増額返済の併用」からお選びいただけます。 ※ボーナス月増額返済に充てることができるのは借入金額の40%以内です。

保険の名称(主な特約)	■団体長期障害所得補償基本特約・特定生活習慣病のみ補償特約(B)・債務一括返済支援特約および債務返済支援特約付総合生活保険
保険の申込みについて	■本保険の申込みにあたっては、健康状態について所定の用紙で告知いただけます。過去の病歴等により、お申込みいただけない場合がありますので、あらかじめご了承願います。■被保険者(保険の対象となる方)またはそのご家族が補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときは、補償が重複することがあります。お申込みにあたっては、補償内容を十分にご確認ください。
保険責任対象期間	■ローンお借入日(ローン実行日)の翌々月の初日からローン約定最終返済月の前月末日までとなります。
就業障害について	■就業障害(いかなる業務にも従事できない状態)とは、7大疾病*で入院または医師の指示による自宅療養により、被保険者の経験や能力に応じたいかなる仕事もできない状態をいいます。 *7大疾病とは、3大疾病(悪性新生物(がん) ※上皮内がんを除く・脳卒中・急性心筋梗塞)と、4つの生活習慣病(高血圧性疾患・糖尿病・慢性腎不全・肝硬変)です。

お受取りいただく保険金	■悪性新生物(がん)は所定の悪性新生物に罹患したと医師等によって病理組織学的所見により初めて診断確定された場合、住宅ローンお借入残高相当額の保険金が当行宛てに支払われ、債務の返済に充当されます。保険期間の初日からその日を含めて90日を経過した日の翌日の午前0時より前に診断確定されていたときは、保険金をお支払いできません。 ■脳卒中・急性心筋梗塞は補償開始日以後の疾病を原因として、所定の脳卒中・急性心筋梗塞を発病し、その脳卒中・急性心筋梗塞の治療を直接の目的とした入院をした場合、住宅ローンお借入残高相当額の保険金が当行宛てに支払われ、債務の返済に充当されます。 ■4つの生活習慣病(上記所定の状態を除く悪性新生物・脳卒中・急性心筋梗塞を含む)で入院または医師の指示による自宅療養により働けない状態が、30日間の免責期間を超えて継続した場合、31日目以降の就業障害期間に対し1ヵ月につき毎月平均返済予定額*を1年間を限度としてお受取りいただけます。 ■4つの生活習慣病(上記所定の状態を除く悪性新生物・脳卒中・急性心筋梗塞を含む)で入院または医師の指示による自宅療養により働けない状態が、1年30日を超えて継続した場合、その時点で住宅ローン残高相当の保険金が債務の返済に充当されます。 ■保険金をご請求いただいた場合、引受保険会社による医師の診断書による審査、または主治医への照会のために、保険金のお支払いまでにお時間をいただくことがあります。 ■住宅ローンのご返済は、保険金のお受取期間中も継続いたします(毎月のローン返済額の保険金は、住宅ローンのご返済とは別に、お申込みの際にお客さまにご指定いただきましたローン返済用口座にお支払いいたします)。 ■7大疾病で就業障害となり、その就業障害期間の途中で、その疾病を理由としてやむを得ず会社を退職した場合でも、医師が認定する就業障害期間については、保険金お支払いの対象となります。 *保険料払込月の前月末時点を基準とした年間返済予定額÷12となります。ただし、約定上の最終毎月返済分と最終ボーナス返済分は年間返済予定額の計算には含まれません。ローン約定最終返済月までの期間が12ヵ月以内の場合は年間返済予定額を「約定残存返済月数×1」で割った額となります。
-------------	--

保険料	■保険料は当行負担となります。
脱退事由	以下の場合には自動的に脱退となります。(1) ローンを一括返済したとき(団体信用生命保険金による弁済も含む)(2) 期限の利益を喪失したとき(3) 被保険者が満80歳に達したとき(4) 被保険者が死亡したとき

保険金をお支払いしない主な場合	主に下記のような原因により生じた就業障害に対しては保険金をお支払いできません。(1) 所定の7大疾病以外の病気やケガによる就業障害。(2) 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害。(3) 保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害。(4) 保険金の受取人が故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害(その方が受け取るべき金額部分)。(5) 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害。(6) 無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害。(7) 妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害。(8) 妊娠または出産による就業障害。(9) 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害。(10) 保険の対象となる方が被った精神障害、知的障害、人格障害、アルコール依存及び薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害。(11) むちうち症や腰痛等で、医学的 he 覚所見のないものによる就業障害。(12) 発熱等の他覚的所見のない感染による就業障害。(13) この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期の日直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害。告知書等に★が付された事項は、お申込みに関する重要な事項(告知事項)です。お申込時に告知書等に正確に記載してください。これらについてお答えいただいた内容が事実と異なる場合や、事実をお答えいただけない場合はお申込みを解除し、保険金をお支払いできません。ご了承ください。この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。 ※1、※2等 ※1 初年度契約の保険始期の日直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象となります。 ※2 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。 【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合】他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。 【他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合】すでに他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。
-----------------	---

引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社
その他	■パンフレットには、ご契約上の大切な事項が記載されていますので、ご一読のうえ、保険申込後、引受保険会社より郵送される被保険者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。また、被保険者証は、申込内容を確認する大切なものです。被保険者証が到着しましたらご意向通りの申込内容になっているかどうかをご確認くださいませようお願いします。

- 本パンフレットにおける「7大疾病補償特約付債務返済支援保険」の概要説明は、当行が保険契約者としての立場から、住宅ローンご利用者のために行っています。いわゆる保険募集のための説明ではありません。お申込みにあたっては、必ず「申込書兼告知書」に添付の重要事項説明書・約款をよくお読みください。
- 本保険をお申込みいただくかどうか、当行のお取引(融資・預金等)に影響するものではありません。本保険は預金等ではなく、預金保険制度の対象ではありません。
- この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象です。引受保険会社の経営が破たんした場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一時期間断されたたり、金額が削減されることがあります。

ご不明な点や保険内容についてくわしくは、「申込書兼告知書」に添付の重要事項説明書、および約款でご確認いただくか、下記の引受保険会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先	東京海上日動火災保険株式会社 山陰支店 山陰中央支社 TEL:0852-25-2212 受付時間/平日9:00~17:00(土・日・祝日および年末・年始は休業とさせていただきます)
---------	---